

# 最新免許情報についてお知らせいたします



## マイナ免許証持ち方診断(PDF形式)



---

---

### マイナンバーカードと運転免許証の一体化の概要について

---

---

令和4年の道路交通法改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日（月）に全国で運用開始となります。

---

---

### マイナンバーカードと運転免許証の一体化（希望者のみ）

---

---

免許証に代わり免許情報の記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ免許証」という。）を保有することが可能となります。マイナ免許証を希望される方は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワードをご準備ください。

- 手続きについて

マイナ免許証を利用するためには、免許センター又は警察署等で、マイナンバーカードのICチップ内に免許情報を記録する必要があります。

- 免許の保有方法が選択可能

本人の希望に応じ、今までの免許証のみを保有することに加え、マイナ免許証のみを保有すること、免許証とマイナ免許証の両方を保有することが選択可能となります。

---

---

# マイナ免許証のメリット

---

---

## 1 オンライン講習

スマートフォンやパソコン等から、場所・時間を選ばず、更新時講習をオンラインで受講できます。

ただし、講習受講後の更新手続は、従来どおり運転免許センター、警察署等（福島・福島北・郡山・郡山北署の本署を除く。）で行う必要があります。

### ○ 条件

- ・ マイナ免許証を保有する方（免許証との2枚持ちの方を含む）
- ・ 更新時の講習区分が優良又は一般運転者講習の方

### ○ あらかじめ必要な手続き

- ・ 免許センター、警察署等にマイナンバーカードの署名用電子証明書を提出する。
- ・ マイナポータルサイトで免許関係サービスを利用するための手続を行う。

## 2 住所変更手続き等のワンストップサービス（マイナ免許証のみの場合）

市役所等でマイナンバーカードの住所、氏名の変更手続を行うだけで、免許センター、警察署等での変更手続が不要となります。

### ○ 条件

マイナ免許証のみを保有する方（運転免許証との2枚持ちの方は不可）

### ○ あらかじめ必要な手続

免許センター、警察署等にマイナンバーカードの署名用電子証明書を提出し、利用規約等への同意を行う。

## 3 本籍のオンライン変更

市役所等で本籍を変更後、自身でマイナポータルサイトを利用して、免許情報の本籍を変更することができるサービスです。

### ○ 条件

マイナ免許証のみを保有する方（免許証との2枚持ちは不可）

### ○ あらかじめ必要な手続

- ・ 免許センター、警察署等にマイナンバーカードの署名用電子証明書を提出し、利用規約に同意等を行う。
- ・ マイナポータルサイトで免許関係サービスを利用するための手続を行う。

## 4 経路地更新の拡大と迅速化

### ○ 経路地更新ができる対象者の拡大

優良運転者に加え、一般運転者も経路地更新が可能となります。

※ 免許の条件や失効経歴等で経路地更新の対象とならない場合もありますので、更新連絡書（ハガキ）に、「経路地更新可能」旨記載があるかご確認ください。

### ○ 経路地更新ができる期間の拡大

マイナ免許証を所持する方（免許証との2枚持ちの方含む）は、経路地更新が可能な期間が、更新期間初日から免許証等の有効期間の末日までの間となります。

※ 免許証のみ所持の方については、従来どおり更新期間初日から誕生日までの間となります。

### ○ 更新手続に要する時間の短縮

マイナ免許証のみの更新であれば、住所地を管轄する公安委員会で免許証を作成する必要がなくなるため、更新手続が即日で終了します。

## マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

### ○ 運用開始日

令和7年3月24日（月）

### ○ 保有区分

- ・ 運転免許証のみ
- ・ マイナ免許証のみ
- ・ マイナ免許証と運転免許証の両方

※ 自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

### ○ マイナ免許証に記録される情報

- ・ マイナ免許証の番号
- ・ 免許の有効期間の末日
- ・ 免許の種類
- ・ 免許の条件に係る事項
- ・ 顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます。

（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）

### ○ 手数料

下記の表は、福島県に住所のある方が福島県で運転免許証の更新手続きをする場合の手数料となります。

経由地更新やオンライン講習希望の方は料金が変わりますので、お問い合わせください。

### 手数料一覧（更新） 令和7年3月24日（月）から

保有区分	講習区分	更新 手数料	講習 手数料	合計
マイナ免許証のみ	優良	2,100	500	2,600
	一般		800	2,900
	違反		1,400	3,500
	初回		1,400	3,500
	高齢者		事前講習	2,100
運転免許証のみ	優良	2,850	500	3,350
	一般		800	3,650
	違反		1,400	4,250
	初回		1,400	4,250
	高齢者		事前講習	2,850
両方 (運転免許証 & マイナ免許証)	優良	2,950	500	3,450
	一般		800	3,750
	違反		1,400	4,350
	初回		1,400	4,350
	高齢者		事前講習	2,950

### 関連リンク

警察庁ホームページ（外部サイトに移動します）

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei\\_main.html](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r4kaisei_main.html)

### 広報啓発用リーフレットの掲載（令和6年11月1日更新）

[「令和7年3月24日運用開始！マイナンバーカードを運転免許証として、利用できるようになります。」（PDF形式）](#)

### 日曜日の免許更新の予約について

運転免許更新期間に達した方のみ通知していることから、運転免許証更新連絡書（更新連絡はがき）の内側に記載された二次元コード等からご確認ください。

### 県内警察署等電話番号案内はこちら

<https://www.police.pref.fukushima.jp/01.syoukai/-keisatusyo/ichirann.gif>

その他の免許情報等はトップページから

<https://www.police.pref.fukushima.jp/>

**福島県警察本部交通部運転免許課**